
◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 本日の議案は道の駅花の三聖苑の指定管理についてでございます。

昨年の12月議会定例会において道の駅花の三聖苑の指定管理者については、振興公社への委託についての提案が残念ながら4名の議員の反対で否決となりました。

本臨時会は原点に返って、道の駅を担う責務、振興公社の存在意義そして行政調査委員会のあり方等について考えたうえで再度上程するものでございます。

先ず大きな1つ目でございますが、1. 道の駅花の三聖苑の指定管理者を振興公社へ委託する提案が否決された場合、どうなるかについてでございます。

1つ目、①平成31年4月、今年の4月以降の道の駅の管理運営はできなくなります。

2つ目、②天城山房、かじかの湯の営業停止により職員、臨時、パート、合計8名が休職になります。

否決により委託料が予算措置できないため、給与、賃金は払えなくなります。

3つ目、③かじかの湯のボランティア休止、せっかくやっていたボランティアの方に本当に申し訳なく思います。意欲が低下してしまうと想像できます。

4つ目、④売店材料、飲食材料などの在庫整理が起き、材料処分の場合は、損失が発生する可能性があります。

5つ目、⑤地元女性有志がやっている作業棟のおばちゃん市場も中止になる恐れがあります。

大きな2つ目といたしまして、2. 道の駅とは、国土交通省の所管になるわけでございますが、道の駅とは、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上に貢献するものであると明示されております。

私どもは、まさにこれを実践しようと計画をしているわけであります。

大きな3つ目、3. 振興公社の設立目的について申し上げます。昭和60年4月に設立されました。

目的の1つは、①経済の活性化と雇用の拡大であります。皆様ご承知のとおり松崎町は働く場所が少のうございます。したがって、長八美術館等の公共施設で仕事をやっていただい

て、雇用の拡大に寄与するという目的があったわけであります。

2つ目は、②行政の肥大化防止。公共施設を役場の職員が担うということになりますと、人件費が高くなりまして、行政の肥大化に繋がる、財務状態が悪化するということが考えられるわけであります。それを防止するということでございます。

3つ目は、③静かなる行革の推進でございます。この振興公社の設立目的につきましては、先日の全員協議会の中で土屋議長から丁寧な説明がありました。

4つ目、④行政調査委員会についてでございます。行政調査委員会は、町内の識見豊かな方々で構成する委員会でございます。議員も1名入っております。

今回の件も委員会に諮問し、同意をいただいたうえで上程したものでございます。議員皆様のご判断は、地方公共団体の意思決定機関の判断であり、行政調査委員会の意見は法的拘束力がないことを理解しておりますが、委員会の決定は民意の集結でもあると判断しております。なぜなら、議会は町民の声を拾い上げ、行政に反映させるという民意の代弁者でなければならず、それを否定するということは議員自らの否定になるのではないかと思うわけであります。（「それはおかしいな・・・」との声あり）行政調査委員会の答申を否定する場合は、相当な根拠が必要であると考えます。

このあと担当課長から議案の説明をいたしますが、今後、私どもとしては、議員皆様のご意見、道の駅の運営アドバイスなどについて真摯に耳を傾けますし、施設の運営等に関してはより細かく念入りに振興公社と協議を進めてまいりますので、町全体のため小異を捨てて大同につくという精神でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時12分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時31分）

○議長（土屋清武君） 議案に対する説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8番（稲葉昭宏君） これは前回の定例会で4対3で否決になって、今日、町長のさきほどの説明を聞いていて大変・・・、これから議論が始まるわけですがけれども、大変議会に対して挑戦的な文言で・・・内容でしたけれども、やはりそうじゃなくて、深い議論をするには、あまり感情的に対抗意識をむき出しにして議論をするというようなことではまずいと思うから、そこら辺を自重してもらいたいと思います。

町長、お願いします。

○町長（長嶋精一君） よく理解いたしました。気をつけたいとは思っているんですが、奥に***やってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（佐藤作行君） 1点町長にお伺いしたいのですが、前回同じ議案で上程されて否決されたわけなんです、その時の趣旨説明が、現在花の三聖苑が年間1000万円の赤字があるということで、直売所をやることによって黒字化させたいという趣旨説明がありましたが、今回全くその文言が抜けているわけですが、そこらの説明をお願いします。

○町長（長嶋精一君） 佐藤議員がいまおっしゃったんですが、この議案は、道の駅に対して振興公社を委託するかという問題、ここが1点なんです。

だから、私は、全員協議会で言ったことと決して違うことを言っていないで、わかりやすく噛み砕いて、道の駅を振興公社に委託することは大事なことですよという意味を込めて言っているわけでありまして。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） いま町長がおっしゃったように、今日の議会は振興公社に三聖苑を委託させるかどうかという話であるわけです。直接そこに直売所をどうするうんぬんという話というのは、付帯的には関わってきますけれども、それ以前に振興公社に三聖苑を委託するかどうかということになるわけですが、それに対してちょっとぼくはよくわからないことがあってお伺いしたいんですが、基本的に指定管理者制度というのは、公に代わって民間なりの力を借りて施設を運営しようということで効率化を図ろうということだと思います。

それにあたって、いま課長の方は公募によらない指定管理ということと言われたわけですが、なんで公募によらない指定にしたのか、その辺の理由がよくわからないんですが、もう一度説明をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） そもそも振興公社の設立の目的意義ということがあったわけ

です。昭和60年と申し上げました。

直営でやるには大きな経費がかかってしまう。それだから民間といいますか、ほかの機関に任せてというのがあるわけです。

それで振興公社は、そういった行政の肥大化防止、経費がかかるものを振興公社にということがあったわけです。これが1点。

それと、やはり振興公社では地元雇用あるいは地元消費という地元貢献という大きな目的もあるわけです。そういったことを総合的に判断して、やはりそこは振興公社、ほかにも施設も道の駅だけじゃなくてほかの施設もありますので、そういったことを・・・、目的を果たすためにこの振興公社はあるということです。そこに今回委託すると・・・、この公社設立の時からそういったことで委託されてきていると・・・、その公社に大きな存在意義、目的があるということでございます。

○3番（渡辺文彦君） 今の説明ではぼくは理解できないんです。要は、指定管理者制度のための指定なんですよ。これは、あくまでも・・・。

振興公社ありきではないわけです。誰か第三者、個人以外の誰か団体なり株式会社でも許されているはずですけども、もちろん公の団体でもいいわけですけども、第三者に行政に代わって施設の運営を委託するという制度ですから、別に振興公社ありきでなくてもよいわけです。

だから、極端な言い方をすれば、一般公募をかけて、誰かほかの方の参加を促してもいいわけです。

ただ、今の課長の説明は、最初から振興公社ありきの説明になっているわけですけども、ちょっとそこがぼくはどうしても・・・、今回は・・・、従来どおりの形の三聖苑の委託を振興公社に任せるという形であれば、ぼくは問題なかったと思うんだけど、今回は、来年以降に直売所の運営が関わってきます。

そこに対しての事業計画が不明確であるためにちょっと今回は振興公社の委託は問題あるのかなと考えているわけです。

さっきの話に戻して、振興公社以前にこの・・・、いまPFIとかPPPという民間委託の手法が取り入れられているわけだけでも、いろいろ公共施設の運営に関して・・・。

なんでそういう手法を今回取り入れようとしなかったのか、その説明をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） 基本計画の中では指定管理運営方式ということで4つ示しております。けれども、それはあくまでもこういった管理運営がありますということの概念で

す。現実的には、今の観光施設、それは指定管理者方式というのが一番、ベストであろうということでもあります。

そのうえで、どこにそれを任せるかというなかで判断すると、そこは振興公社、先ほど言いましたように、振興公社の存在意義、設立目的それから・・・、それを、振興公社をなくしてほかの民間のところにやるのは、それがいいのかどうか、それを判断するわけです。

それで、討議をしたうえで、ここはやはり振興公社に委託するのがベストであるということで、今回提案したものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） だから、振興公社に委託するのがベストであるという判断は、何ををもって根拠となったかということです。

例えば、仮にほかの業者が参入してきて、ここをやらせてくださいといった場合に、それと比較しなければできないわけでしょう。本当に振興公社がいいかどうかは・・・。

ところが、今回は公募によらないんだから、振興公社ありきじゃないですか。それがぼくにはよくわからないんですよ。

あくまでも指定管理者というのは公募によってやると自治法には書かれているわけです。その辺をなんでそういう手続きを踏まなかったのか。道の駅パーク構想の中にもそういう方式は提案されているわけです。なんでそれを・・・、そういう考え方をもってほかの業者も入れてみようという話にならなかったのか、その辺の確認をしたいわけですがけれども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 条例には必ずしも公募でなければならないということではなくて、公募によらない方式でもできるということは明確に謳われているわけです。

そういった中で、じゃあ、管理運営者を決めていく中で、どこがいいかということになると、やはり松崎には振興公社があるわけです。ここには78名の雇用があって、ここに人件費が1億5000万円落ちているといった地元雇用あるいは地元消費ですね・・・物を買ったりとか、そういったことも地元貢献しているこの振興公社、ここがやはり一番ベストであろうと・・・、管理運営者として、そういった判断で、これは道の駅だけじゃありません。美術館を含めて、いま6施設を振興公社が管理運営していますけれども、それら全ての施設で管理運営は振興公社が妥当、適正であろうという判断をしたものです。

○町長（長嶋精一君） 渡辺議員の考え方というものは、当時の振興公社を設立した・・・、昭和60年4月に設立した目的といったものをさっき説明したんですけれども、当時の依田敬一町長が将来を見据えた先見性のある非常に素晴らしい制度だったと私は思っています。とい

うのは、これだけ事業所が少なく、働く場所がないわけです。これを何とかしようという考えですね。

当時、昭和60年ですよ。今になってはつきりわかるんですけども、やっぱり働きたくとも働く場所がないという・・・、そこを公的物件といいますか、公共施設で働いていただくということは非常に大きな雇用の拡大になるわけですね。

いま課長が言ったとおり、75名の雇用を確保しているわけです。

そして、私は今後・・・、議員の方々からもいろいろ注意を受けました。あくまでも誰でもいいと惰性でやってはいけないと思っています。

したがって、振興公社の中身も教育面もしっかりしていかなくちゃいけないと痛切に感じております

それから、5年の委託期間というものも議員の方からも注意を受けましたけれども、それについても規定で1年毎見直しができるというふうにしっかりと説明いたしました。したがって、いろいろあるかと思いますが、原点である振興公社の設立目的、ここをやっぱり忘れてはいけないと私は思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 振興公社の話、ちょっとそれも含められるんですけども、先ほど委託して、仮に振興公社に委託して、芳しくない場合は取り消しもできると言われたわけですが、取り消した場合はどうするんですか。誰がそこを管理運営するんですか。それをちょっとお伺いしたい。

その前にもう一つ、取り消しの基準に経営不振は入りますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 取り消しの条項があります。これについては、当然指定管理者の責めに期すべき事由というのがあるわけですが、そういった場合は取り消しができということです。もし取り消した場合にはどこがやるかということについては、それは、ここで具体的に申し上げることはできません。

それから、2点目が・・・、どこがやるのかということについては具体的には言明できません。

○統括課長（高木和彦君） 渡辺議員、ほかのところ・・・ほかの外部にという話がありましたけれども、例えば、振興公社に委託した場合と本当に全く違う外部がやった場合は、収支計算しますと、必ず振興公社よりも外部に委託の方が高価な費用がかかることがわかります。というのは、そこには必ず経営者の利益まで確保しなければならないと思います。

いま、いろいろなこういう公の施設を運営する場合には、松崎町の場合は振興公社が運営することが収益的な考え方からいってもベストだと考えています。

○企画観光課長（高橋良延君） もう1点、赤字の場合に取り消しになるのかと・・・、ここについては明確にそういった定めはございません。赤字だからといってすぐ取り消しということとはございませんけれども、やはりそのところは総合的にいろいろ経営内容とか、そういったものを判断し、決めていくのかなと思っています。

確か、1週間くらい前に静岡新聞に牧之原市で指定管理の取り消しという新聞記事がありましたけれども、実際に、ほかの他市町ですけれども、そういった取り消しの事例というのはございます。

ただ、赤字だからといってすぐそれがその事由に当てはまるかということは明確には定めはございません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（稲葉昭宏君） 公社に委託ができなければ、この計画はとん挫しちゃうという話なんですけど、これは総合計画あるいは実施計画におきましても議会の方とはとにかく30年度の当初予算を承認しているわけです。

だから、建築設計まで進んで、基本計画、基本構想、実施計画まで全部進んでいる。これはもうその計画をやるということについては議会も承認しているわけだから、これはいい。ただ、やっぱり議決がなければこれはできないことで、その議決はなにかというと、今の焦点は、要するに、委託先をどうかと・・・、振興公社の委託先がどうなんだということが問題なわけで、これができなければ、皆さんが・・・、町長もそうだけれども、振興公社に委託ができなければ・・・、できないという方に進んでいるけれども、そうじゃなくて、できなければ直営でやればいいわけです。まつぎ荘なんかは当初やるときは直営でやったんだから、なにも・・・、河津のバガテルだってそうですよね。最初は直営でやっていた。

内容を見ても、結局、現在振興公社でやっている正職員は1人しかいないわけだよね。あとはみんなパート、臨時でもって使っているわけだから、もしどうしても4月から始めなければならないということであれば、公社が否決をされたから、この事業ができないということではないわけですよ。

だから、その直営で・・・、何も職員1人を派遣して、あとはパート、臨時でできる。これは大変飛躍した考えだけれど、そういう方法もできるんだから、これはそのような考え方もできる。一つには、こうだろうと・・・、そういうこともあるけれども、そこまでやっぱり考

えていく必要はあると思う。

今日の議会の結果はどうなるかわからないけれども、その辺は、町長、そういう考えは全然ないですか。

○統括課長（高木和彦君） いろいろ全協等で話した中で、内部で直営という声がちょっと耳に入ったものですから考えてはみました。

ただ、やはり・・・、じゃあ、直営にした場合、いま道の駅にいる職員が一回解雇になります。松崎町役場の方で職員を派遣する。また新たに松崎町役場が調理師を雇用するという形になってきます。

そうしますと、まず、今いる職員は一回解雇になりますので、今いる振興公社の職員が一回解雇になりますので、その方を松崎町で再雇用するにしても、年金とか、退職の形とか、不利益がありますので、実際に松崎町が直営にすることで職員を募集するにしてもかなりの振興公社の職員に不利益が出てくると思います。

実際になかなか形として直営というのは可能でしょうけれども、この4月から松崎町の直営にするということは、いろいろな影響を考えますと、なかなかできないのではないかと考えています。

○8番（稲葉昭宏君） これは全然違う話ですけれども、知事がカーフェリーのことについて会見をして、テレビで川勝知事が言っていましたけれども、知事はそこでどういうことを言ったかという、カーフェリーは完全に赤字だと・・・、赤字だけれども、事業の継続をしますと言っているわけ。

だから、先ほど町長が説明したように、これはやはりコミュニティやそういうことを考えると、決して採算面だけを重視して事業の継続をするということじゃないと、そういうふうにもおっしゃったけれども、やはり我われ議会の方もそういうことを十分に考えなきゃいけない、とにかく赤字になるからその事業をやめましょうということではなく、この三聖苑の場合は、設立目的も三聖苑の三聖、依田勉三とそういう人の意思を継いで・・・、そういった歴史的な背景もある。文化的な背景もあるわけですから、そこらは大いに考慮してやっていかなきゃいけないと考えます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 今の若干関連になりますけれども、この道の駅の主に直売所、さらに新しく改修していくというこの計画について30年度から始まっていったと思うんですけれども、やはりこの道の駅の本来の目的というか、主に旧依田邸が町の文化施設になってから更

にこの地域振興のために発信していこうという中で、前向きな取り組みだと思いうんだけれども、やっぱり観光と文化施設というところが基本になって・・・、やっぱりその経営面ということもありますけれども、この考え方というか・・・、それで新しく始める部分について公社に継続してほしいといけるかというところで・・・、なかなかまだちょっと・・・、私の場合は、やっぱり一般質問でもやりましたけれども、やっぱり文化施設の方に重点を置くべきなんじゃないでしょうかと・・・、それはあるんですけれども、その考え方についてはどうでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） いま伴議員は、文化施設に重点をとということをおっしゃいましたけれども、それはもちろん継続するわけです。そのためには振興公社が必要、それにもう一つ違う機能を付けたいというのが今回の直売所の関係です。ただし、今回のやつは、振興公社・・・、道の駅は振興公社に委託するということが重点に置かれるべきで、これから直売所の設置については、3月に行われる定例会の方でも費用の面ですとか、そういうことを上程させていただきますし、また、そのあと、契約する時には、一回仮契約を結んで、その時にご審議いただく形になります。

いまほかの公募というよりも、今は4月1日から管理者でなければ道の駅がなくなる・・・、伊豆半島全体の影響になることも念頭に入れながら、ご審議いただけたらと思います。

○町長（長嶋精一君） 先ほども説明いたしましたけれども、先日の全員協議会の席上で議員の皆さん方には土屋議長の方から道の駅の歴史それから振興公社の設立目的を縷々説明いたしました。そこで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○3番（渡辺文彦君） 取り消された場合のことを稲葉議員が振興公社ができなかった場合、町がやればいいのかという話があったわけですが、実際指定管理者が取り消された場合、町が責任を持って運営しなければならないということがおそらく想定されているはずなんですね。この自治法の中には・・・。

そういう意味では、仮に振興公社が・・・、今回仮に3月までにこの指定の承認が得られなくて運営できなかったとするとするならば、町が、指定管理者ができるまでの間は継続的に責任を持って運営することを求められると私は考えます。

私が今回この件に関して・・・、前回の議会では反対したわけですが、反対した大きな根拠がやっぱり直売所の件が関わってくるからです。

5年間の委託の中で、いま町から出されている、振興公社から出されている事業計画書は31年度分だけであります。実際直売所が運営されるのが32年度以降になってきます。そこに

関しての事業計画は何も示されていない以上、私は振興公社にそれをやってもらっていいという判断はいたしかねる。何も資料がないんだから、どのようにやっていくかという・・・、振興公社自体が、直売所に関してどのように取り組むかという事業計画が示されていない中で、それをあなた方にお任せします、自由にやってくださいというわけにはいきません。

我われ議会側がその指定を認定するにあたって、その指定管理者が人的にも物的にもちゃんとした根拠をもっているということが求められていると本に書いてあります。指定管理者の説明による・・・、自治法にもそのようなことが書かれているわけです。

そうすると、人的な面というのは何も書かれていない。今の三聖苑には正社員が1名おられます。パートの方が8名ですか、今はそういう状況であります。

今後の事業計画、想定案ですけれども、町の出してきた想定案ですけれども、正社員が1名、調理人1名、パートは6名という形で出されています。それだけしか出ていないんです。どういう方がどういう形で、どういう考え方をもって運営していくかというのが全然見えていない。直売所に関して・・・。

そういう段階で三聖苑の今までの業務の委託は構わないと思うんだけど、直売所の運営に関しての委託はできない。今の状況では・・・。

事業計画が提示されていないからです。振興公社の責任者は町長でありますけれども、振興公社の事業計画を作るのは企画観光課の職員ではありません。あくまでも振興公社の職員であります。振興公社が責任を持って事業計画を提示していただければ、我われは振興公社に対して指定管理を委託することはできない。私はそう考えています。

○統括課長（高木和彦君） 振興公社に委託が決まる前に、振興公社は計画を作りようがないんじゃないですか。その議論だと、振興公社に委託が決まりました。そうしたら、振興公社は自分たちの人間だとかいろんなことを考えて、そこから考え出す。概略は作らなきゃなりませんので、企画観光課の方で応分でこのくらいの収入があるだろう、このくらいの経費がかかるだろうという計算をして、それで正式に今日ご理解いただければ、振興公社に委託することが決まりましたら、早速どういうふうに計画をして、誰を配置していこう、いろいろなことをやります。これが、今日の議案で同意いただけませんと、そこに進めないわけなんです。

町が直営ということもありましたけれども、町の職員は、道の駅を管理するマニュアルとか、手法がありません。やはりそこは直営になった時には、必ず今よりもサービス面、いろいろな****がですね、当面の間出てくるということも振興公社に委託したいという

理由の一つです。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） いま統括がおっしゃったように、確かに町側がこういう計画でやりますからお願いしますということで誰か指定管理に委託を投げるわけですね。管理者を公募するわけですが基本的には。それで、今回の場合、振興公社という形になるわけけれども、それじゃあ、町側が作った三聖苑の事業予想収益というか、事業計画があるわけじゃないですか。それも合せて提示されているわけですがけれども、そこで、ぼくがどうしても問題にしなければならぬのは、町側が作った、三聖苑につくる直売所の収支計画、それがどういうものであるか、何度もぼくはこれまで確認しているんだけれども、9万7000人の利用者を直売所で見込んであるわけだけれど、その根拠はなんですかということです。どうやって説明するんですか。

松崎にある直売所2軒の分と南伊豆の直売所の利用者の平均値をもってきて、三聖苑の数字にするというのは、どういうことなんですか。それは全然・・・、理解に苦しむ・・・。

それならば、別に岩科に直売所をつくったって、三浦地区に直売所をつくったって同じ数字をもってこられる、そんな数字を見て振興公社の方がどういう事業計画を作るんですか。ぼくは、それは理解できない。ここは何度も言っている。直売所をつくるならつくってもいいんです。ちゃんと収支計画が出てくる・・・、町長は直売所を赤字を解消するためにつくると言っているんだから、赤字にならない、ちゃんとした適正規模の直売所の計画書を出していただければ、ぼくは認定します。

それが全然見えない。9万7000人の根拠が全然見えない。いろいろ細かく見ていくと・・・、ちょっと質問が長くなって申し訳ないんだけど、いろいろ見ていくと、31年度の事業計画書の中に・・・、31年度は現状のままですよね。かじかの湯と天城山房はそのままですよね。直売所はほとんど入ってこない。維持管理には・・・。

そうすると、そこに関わってくる光熱費だけ見てみますと、930万円ほど上がっています。その中に重油と水道ということで温泉施設に係る部分が約4000万円（400万円）位あるわけですね。だから、実質電気代が5000万円（500万円）位になるわけです。今の電気代が・・・。

ところが、三聖苑が今後・・・、三聖苑に直売所をつくった場合の電気料が5000万円（500万円）位にしかなくなってないんですね。水道光熱費が418万5000円の想定になっています。ほとんど電気代が変わらないんですよ。今の直売所の計画だと冷蔵庫も結構あるはずですよ。

空調設備も結構あるはずですよ。にも関わらず、今の三聖苑の規模と水道光熱費に関してはほとんど差がない。こういうのを細かく見ていくと、いろんな点が見えてくるんですけども・・・、ただ一例として挙げたわけですけども・・・。

そうすると、本当にこの事業計画書というのは、事業計画書となっているのかどうか、正直見えてこないんです。その辺の説明をお願いします。

○統括課長（高木和彦君） ですから、事業・・・、何も基の数字がなければ、企画観光課の方で作りますけれども、この事業計画については振興公社が決定しましたら、振興公社といういろんな形で正しいというか、より・・・、目標も含めて議論をしていきます。

今は、今回の議案というのは、直売所の収支計算がどうなるかではなくて、4月1日から誰が運営するかということで、そういう細かい話、直売所に関してはこれからの3月議会とか、6月か7月に行われる臨時議会において、建設については、一回入札をしたあと、仮契約をしますので、その時とか、これから3か月～4か月期間があります。その間に振興公社と綿密に話し合って、なるべく近い数字を出します。

また、9万7000人というのは、やはりこれは確かにおっしゃるように仮の数字です。やってみたら、8万人になるかもしれませんけれども、それについても、そうなった場合、どうなるかというのは内部で検討してまいります。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（深澤 守君） 先ほど町長の説明では、我われ反対した議員は、指定管理をしなかった場合の影響について何も知らないみたいな発言がありましたけれど、我われ・・・、ぼくとしては、それを考えたうえで反対しました。反対理由は前の議会でも説明したとおり、町長は赤字を解消する、解消するといいながら、今回指定管理に関して全部の提案理由の中には、具体的にどういう形で改善をしていくかというものが示されなかった部分が多々あったので、もう一度考え直して欲しいという意味でぼくは反対しました。その辺の反対理由については、認識というか、ご理解いただいていますか、町長。

○町長（長嶋精一君） よく認識しております。

したがって、先ほど言いましたように、決まっていることだからということで振興公社、惰性で振興公社ということは全くございません。

そして、規約にもございますとおり、やはり1年ごと精査しまして、しっかりそこら辺が、流してはいけないと、組織においても人員についても、これはちょっとまずかったということであれば、皆さんに諮って、また改めてまいりたいと考えています。

○1 番（深澤 守君） すみません。言葉じりをつかまえていうのもなんですけれども、今回出されてきた提案については、ほぼ変わらない、具体的な理由が何も示されてなかったと思われるんですけれども、その辺は感性の違いですので、突っ込みはいれないので、回答はいらないんですけれども、先ほど町長が趣旨説明の中で、議員は町民の声を聞いていないみたいな発言があったんですけれども、我われもやっぱり・・・、皆さんそうだと思うんですが、議員たるものはやっぱり町民の皆様の声を聞いて、町政に反映してより良い松崎町をつくるためにがんばっていると思います。その中で、やっぱり先ほどの行政（行政調査委員会）が決めたことは町民の民意が反映されているから反対するのはどうかという趣旨だったと思うんですけれども、我われもやはり町民の皆様の声を聞いているわけですから、その辺の議決というのは、すごく重いと思うんですね。

それで、先ほど企画観光課長が指定管理を振興公社にすることについては、適正であるから振興公社に委託するという話がありましたけれど、ちょっと先ほどの町長の説明を受けると、果たして町長が理事長になっている振興公社に委託するというのはちょっと考えなければいけないなという感想をもったんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） それはどういう意味でしょうか。

○1 番（深澤 守君） これは、どういう意味かというのは・・・、考え方が・・・、自分のやっていることが正しいみたいな感じで、我われについては完全に意見が違うから、違いますみたいな発言をされると、やっぱり経営者としての的確ではないという印象を持ったんですが、いかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） 決して独断専行ということではなくて、自分自身としては、広く皆さん方のお考えは聞いているつもりです。

それで、私の言っていること以外の反対の人の意見は聞かないということは全くございません。私も議員の期間が2年半ございました。だから、皆さん方の話もよく知っているんですけれども、やっぱり議員は町民とよく接して、本当のところをすくい上げていく、これが議員の仕事ではないかと思います。

だから、できる限り自分の親しい人ばかりじゃなくて、それこそ1軒1軒回ってやっぱり民意を吸収して、我われに話をしていただければ、よりありがたいなと思います。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午前10時10分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

○議長（土屋清武君） 質疑を続けます。

○議長（土屋清武君） 質疑はございませんか。

○1番（深澤 守君） 先ほど来、行政調査委員会の話が出ておりますが、行政調査委員会というのは町長の諮問機関で、確かに町民の皆様の声を聞くという機会でもあると思うんですが、議会の方も町民の皆様の声を聞いて、議員独自の判断で議決を出していると思うんですけれども、その辺の・・・、議会が否決しているけれど、行政調査委員会が通すから議会の意見がおかしいんじゃないかということを結構言われていると思うんですけれども・・・、思っていると思われるんですけれども、その辺についてどう思われますか。町長。

○町長（長嶋精一君） 私はそういうことを言っているんじゃなくて、やはり行政調査委員会のメンバーの方々も非常に識見豊かな方々で行政の経験もある方もおられまして、そういう方々が認めたということは、それなりの重みがあるなということを申し上げたいだけで、議会、議員の判断が間違っているとか、そういうことを申し上げているのでは決してございません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藤井 要君） 私も行政調査委員会に入ってます、皆さんの意見の中で、今回、振興公社に任せた方がいいんじゃないか・・・、ほかのところが出て・・・、なかなか公募したところで改善ができるわけじゃない。

そして、また課長が言うように、雇用の関係、難しい面もあるだろうと・・・、公募したところで、違うところが受けた時に、1年位は雇用のそういう契約があっても、2年目は保証されないとか、いろいろあると思うんですよね。

そういう中で、実際に町長は来年度黒字にするんだというようなことも言っていると思うんですけれども、これは赤字になるかもわからない。最終的に町民のそういう生活とかを守っていくというのは町もある程度面倒みなければならないということは私も承知しています。

先ほども冒頭で町長が、これは捉え方かもしれないですけれども、議論する前に結論みたいな・・・、例えば、取り消しになった時にはその人たちがクビ・・・、悪い言葉かもしれないですけれども、雇用しない、クビになる、ああだこうだと反対した議員さんたちの・・・、逆

なでするような言葉もあったと思うわけです。

先ほど私は休憩の前に町長と話をしましたが、なぜ勉強会等でそういう紳士的に説明ができなかったのか、今日初めて、先ほど町長は、議員だからそのくらいのことはわかっていると思ったと・・・、確かにそうかもしれない。でも、そういう言葉をやっぱり勉強会等で丁寧な説明をするべきだったと私は思います。

冒頭でちょっと・・・、クビになった時には、あんたたちの責任だみたいな捉え方もできるような発言、それが質疑の中で・・・町長、質問があった時に、こうした時に、私たちは、例えば、クビを切るわけにはいきませんよと・・・、そして、継続していきたい・・・、だから、承諾してもらいたいんですよというような紳士的な考え方も必要じゃないかと・・・。

何回も勉強会をやったんですけれども、初めてですよ。冒頭でそういうことを言ったのは。

私もこの前の勉強会の時には怒りましたよね。なんで、議員さんたちの発言に対して当局がもっと反論しないんだと、これは勉強会の場合だから、この議場じゃありませんから・・・。議場では質問に対して答えるしかないわけですよ。反問権があるわけではありませんから、そういうのはもっと議論する必要があるれば、こんなところで・・・、臨時議会も開かなかったかもしれない。

先ほど町長の話があって、そういうことかということもありまして、かなり議論も煮詰まってきたと思うんですよ。そういうことで、いま反対していた方々の意見、考え方も変わったかもしれない。そういう面で、ほかの人の意見もかなり煮詰まって出たと思うんですよ。

そういうことで、そろそろ時間的にこれ以上数字的な問題をやっているんでしたら、そろそろ採決してもいいかなと私は思いますけれども、議長、その点をお願いします。

○議長（土屋清武君）　ただいま質疑終結内容のご意見がありました。ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君）　今回、ぼくは従来どおりの道の駅の指定管理であるなら別に問題ないんですけれども、何度も申し上げているように直売所が関わってくるわけです。

事業計画で出されている・・・、今回この議会に上程されている事業計画は平成31年度分しかございません。32年度以降はございません。

ですから、今回町側はこの指定期間を31年度限りにして、32年度以降の申請をもう一回していただけたらいいと思うんですけれども、そういうわけにはいかないんですか。

○統括課長（高木和彦君）　実際に、5年の指定管理を承認いただいたとしても、実際には、

平成31年は工事実施期間ですので、経営というのは4年間になります。これを例えば、もっと短くして3年で委託した場合には、実質2年になります。

そうなりますと、2年の間にそこまでやるということはなかなか難しいということがありまして、勉強会とかいろいろ全員協議会の時にもあれしましたけれども、基本的には5年が適当かと思います。

ただ、5年間委託したから5年漫然と続けていくというわけではなく、今回の議案の資料として付けたように途中で中止することもあるということを資料として上げたわけでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） 同じことの繰り返しになるんですけれども、結局は、私たちはこの指定管理者を選定するにあたって、自治法が求めている基準があるわけですよね。そこに人的能力とか、物的能力を申請事業者が持っているかどうかということを判断することを基準にしないと書かれているわけですよ。となると、事業計画書がないところに対して、今後つくられてくる事業計画書を・・・、先はわからないけれども、とりあえずお任せするからやってねというわけにはいかないわけですよ。

あくまでも事業計画書を見て、それで適正かどうかを判断することを求められているんです。我われには・・・。

○統括課長（高木和彦君） 振興公社に委託を承認していただければ事業計画を作りますので、よろしくお願いします。

（藤井議員「それは違う・・・」と呼ぶ）

○3番（渡辺文彦君） 今の課長の・・・、そうすると順序が違うんですよ。藤井議員もちょっと話をしたんですけれども、あくまでも我われにはちゃんとした事業計画書を出していただかなければいけないんですよ。それをもって判断しなければいけないんですよ。

これから作るものに対して私たちは判断できないわけです。基本的には。このことはわかりですか、言っている意味が・・・。ないものに対して認定しろといってもできないんですよ。

いま課長は付け加えて言ったんだけど、5年間の期間で取り消すことができますとおっしゃいました。じゃあ、取り消した場合は、どうするんですかと聞いたら、それはわかりませんと言います。どうするんですか、そのときそれじゃあ。

そこまで含めてちゃんと計画を出していただきたい。

○企画観光課長（高橋良延君）　いま計画、計画ということでおっしゃっています。11月の住民説明会の場において、議会の全員協議会において道の駅の収支計画のところを想定収支ということで我われは説明をいたしました。

その中で9万7000人という根拠がどうこうというのは詳しく説明したつもりであります。経費についても今現在の道の駅等の実績を勘案して費用を算出し、それで手数料も3パターン示したうえで想定 of 収支案をお示したつもりであります。それに基づきまして、事業、運営を行っていくというのが我々の目標でございますので、何も示していないということじゃなくて、現に住民の方にもそれは示しておりますし、やっております。

それから道の駅の直売所の形態についてもそこで説明をいたしました。農産物の販売だけでなく、農林水産物、海の物あるいは松崎町の工芸をやっている方々もおります。そういった町内の工芸品とか姉妹都市の産品あるいは松崎のブランド品があります。そういったものが集まる直売所にしたいというコンセプト、それは申し上げたつもりでありますので、それをもとにやってまいります。

○8番（稲葉昭宏君）　大変無理のある答弁と無理のある質問で、これはなかなかあれなんだけれど、ただ、結局公社が運営するわけですね。そうすると、公社の方はこの3月議会に予算が出てくるわけで、そうするとその予算に伴う数字が具体的に出てくる。そうすると、そこではっきりとその事業の実態も説明できるしわかるわけで、だから、これは想定予算だから、それにどうだこうだといってもこれは話が進まない。

実際は、我われ議会はもう一度チャンスがあるわけで、早い話が予算を通さなければ事業が執行できないわけだから、そうすると、具体的な数字がどこで出ますかということになれば、3月議会の予算で出てくるわけだから、いまここではちょっと無理な話で、そのところまで言及して、枝葉の議論までしていても仕方がない。そうじゃないですか。

想定で問答をしたって・・・、質問も答弁もそうだけれども、これは実態がないことで議論ばかりやっても時間のむだですよ。

そして、これが決まれば・・・、決まらなければ、先ほど言ったようにまた当局の方は直営方式でも何でもまた検討する余地があると思う。

だから、これは、もし通るならば、それは予算の時にちゃんと事業計画が出て、細部にわたって数字が追っかけてくるから、そこでまだ我われはもう一度審議するチャンスがあるわけですね。そこら辺のことをよく噛みしめて議論をしたい。もう不毛な議論になってしまう。その点はどうか。

○統括課長（高木和彦君） 稲葉議員がいまおっしゃったとおりだと私も考えております。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します

（午前１０時２４分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３６分）

○議長（土屋清武君） 質疑を続けます。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○３番（渡辺文彦君） 私は振興公社の指定に対する今回の議案に対して反対します。

その根拠はやはり振興公社が今後、道の駅花の三聖苑を運営するにあたって、今後関わってくる直売所に対しての計画が添付されていないということが大きな理由であります。

町長は、直売所をかつてあった三聖苑の赤字を解消するために直売所をつくりたいとおっしゃっています。であるならば、事業計画書は完全に黒字化されたものではなくてはならないにも関わらず、収支予想がすごく不明瞭なまま黒字化できるという保証はどこにもございません。そういう計画のもとで振興公社に委託しても振興公社自体が大変苦勞されるのではないかと思います。

もう一度改めて事業計画書を作り直して、振興公社と十分な計画を練って、今後５年間であるならば、32年度以降４年分の事業計画書を提示していただきたいと思います。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○５番（藤井 要君） 私は本案に賛成いたします。

先ほど最後の時にも言いましたように、委員会等でも・・・、見識ある方々の話を聞きなが

ら、私もその中に入っております。

そして、先ほどまだ計画が不十分だということ、これも、私もそのとおりだと思います。

でも、親方が町長である、その下の振興公社は傘下に入っていて直結しているようなものだと思います。そうした中で、何年もこういう中で雇用を守りたい、町を発展させていきたいという当局の考えもあります。

その中で、また1年毎に見直しも行う・・・、5年間の契約であるけれども、1年毎にちゃんとチェックもしておきます。

議会もそれに対して予算もあります。そして、決算もあります。その都度その都度・・・、これは来年度おかしいということになれば、議会も反対してやればいいことであるということで、日も短い、4月は目の前ということは除いて、やっぱり当局も反対した議員さんの意見も聞いて・・・、それから、先ほど私は言いましたけれども、町長もけんか腰というんじゃない、最初からそういう想定も職員の中でも討論するところはちゃんと討論してやるべきだと思います。

ですから、そういうことも・・・、そうしなければ、こんな・・・、8人の議員ですよ。そういう中で、いい意見なんか出てきません。ですから、そういう意見をちゃんと聞いて、いろいろな想定問題・・・、そういうことを当局の方も出しながら、これからは前向きにやってもらいたいということで、私は賛成いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 私は、この議案に対して反対いたします。

先ほども言いましたように、最初の議会の時に私が反対した理由は、黒字化するための具体的な策が出ていなかったということで反対をいたしました。

そのあと、当局の方といろいろお話しするにあたっていろいろな案も出ておりましたし、実行していただいた部分もありましたので、そこは評価しておりました。

しかし、先ほど、町長が一番最初に語った趣旨説明の話を聞いていると、どうも町長の姿勢に対してはあまり賛同できない。

将来的に・・・、私が改革案について賛成したことについての将来的なものも確定というか・・・、担保できないというか・・・、将来の施策についての信頼性も揺らいだ部分があります。

ですから、私は、議案については反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○８番（稲葉昭宏君） 私は、本案に賛成いたします。

まず、道の駅の構想については、従来からずっとこれまでやってきたんですけれども、今回の場合は、新しく建て直して新しいスタートをするということの意味というのがこの道の駅基本構想計画書の中にも・・・、議会でも承認して作ってもらった。

この中の内容を見ればわかりますけれども、やはりただ経営の内容の収支ばかりに捉われるのではなくて、パーク構想・・・、要するに、中川地区、あそこのコミュニティを重視して、そして、もう一つは、先ほどから出ているように歴史的、文化的な観点からみても三聖をこれから伝承していくということもあるわけですから、文化的なそういう重みも大変あると思います。そういうものも継承していくことが必要だと思います。

また、将来伊豆縦貫道ができて、その基幹道路というのがやっぱり下田松崎線がアクセス道路になるわけですから、そうすると、どういう展開になるかということもわかりませんが、どうしても松崎の町の玄関口としても道の駅があそこに必要だということは当然の話で、それに伴う直売所の件がいろいろ議論が出ているわけですが、これは、条例にあるように、これはどうにでもある程度は適用できて、その都度、随時変えられるということもあるわけです。

これは時代とともにどんどん変わってくるわけですから、それに対応しながら、中の形態を変えていくというのは当然の話で・・・。

もう一つは、この議論をする時に、公社の現場の声があまり聞こえてこない。これは当局が委託するわけですから、企画観光課長が中心になっていろいろこれは進めてきたことですが、我われは現場の声を聞いていないですよ。なかなか振興公社はよくやっていると思うよ。

とにかくこれは役場の方の職員に比べたら待遇面でも大変格差があるわけです。そういう中で、公社は一生懸命がんばっている。

ところが、なかなか黒字を出せないから、給与も上げられない、賃金も上げられない、パート代も上げられないという状況でがんばっているわけですから、なんかこういう時だけとにかく公社に押し付けられればいい、うまくいかなければ責任を転嫁した方がよくはないか、こういうまるで・・・、一番現場で働いている声というのを聞かないで議論が進むということもちょっとどうかと思う。

だから、これがいい機会ですから、ちょうど町長が公社の理事長になっているから、よくそこらを十分に加味して、今後の道の駅の事業については、やはりもう少し当局の方も介入

していった、そして、やっていくべきではないかと・・・、そんな希望を言って、私は、賛成いたします。

議長（土屋清武君） これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町宮道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（土屋清武君） 挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。
